

特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会について

1. 開催趣旨

「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が本年6月16日に公布されたところ、特定商取引に関する法律等に規定されている、販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付について、紙での交付を原則としつつ、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等に代えてその記載事項を電磁的方法により提供することができることとなる。

この電磁的方法による提供について広く関係者の意見を聞き検討するため、消費者庁において、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、令和4年春頃を目途に取りまとめを行う。

2. 主な検討事項

契約書面等に代えてその記載事項について電磁的方法による提供が可能な場合の

- (1) 消費者からの承諾の取り方
- (2) 電磁的方法による提供の在り方

3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁取引対策課において処理する。

参照条文

- 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第一条 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四条に次の二項を加える。

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（略）

- * 特定商取引法第5条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第37条第3項、第42条第4項、第55条第3項、第58条の7第2項及び第58条の8第3項並びに預託法第3条も同様
- * 当該規定の施行は、改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（附則第1条第3号）